

10月は里親月間です。里親にもいろいろな種類があることをご存じですか。今回は、「養育里親」についてお伝えします。

問い合わせ: 児童相談所 (☎457-2703)

知ってほしい里親のこと

～こどもにとって必要な期間、こどもを自宅に
受け入れる「養育里親」を募集しています～



養育里親って何？

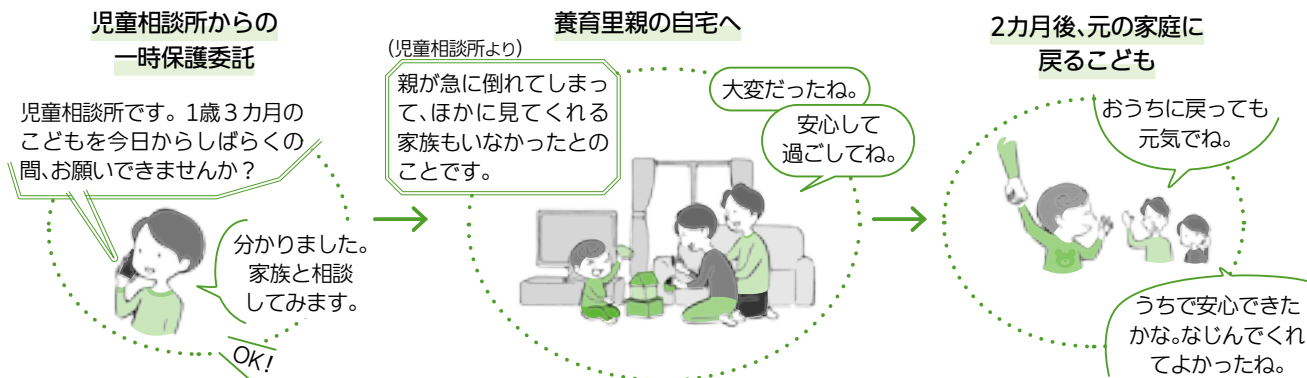
さまざまな事情によって、それまで暮らしていた家庭で生活することが難しいこどもを、自宅に迎えて養育する人を養育里親といいます。養育する期間は、こどもの事情によって数カ月からこどもが自立するまでとさまざまです。

市内で118組223人が養育里親に登録しています。(4月時点)
市では、養育里親になりたい人を求めています。

里親は長期間だけでなく、数カ月の短期間からでもこどもを支援できます。皆さんの協力をお願いします。



どんなことをするの？ — 例を紹介します



※養育期間は、それまで暮らしていた家庭の状況を踏まえて児童相談所が判断します

里親について詳しく知りたい人は、市ホームページを確認するか児童相談所に問い合わせてください。また、市では里親希望者を対象とした「里親制度説明会」を月1回開催しているので、ぜひ参加してください。

市HP▶ 里親 検索



11月の里親制度説明会

11月14日(土)10:00～11:30

会場: みをつくし文化センター(浜名区細江町気賀)

申込: 【電話・ホームページ・Eメール】11月13日(金)締切

●子育て応援コラムでは、こども基本法の基本理念を踏まえて、ひらがな表記の「こども」を使用しています

広告 ※広告内容に関する一切の責任は、広告主に帰属します。浜松市が推奨するものではありません